宿泊税の徴収事務について

仙台市

目　次

1　宿泊税の徴収事務について

宿泊税の概要

宿泊税事務の流れ

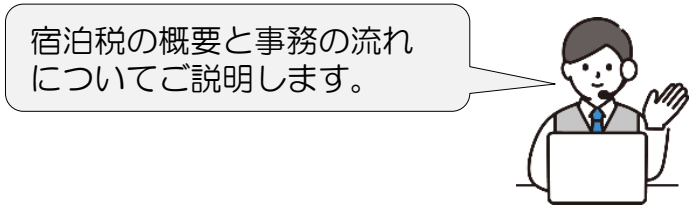

2　宿泊税事務の内容と仕組み

宿泊税の仕組み

特別徴収義務者の登録等

宿泊税の申告納入

適正な申告納入のために

その他

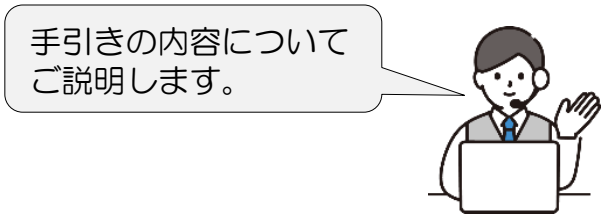

１　宿泊税の徴収事務について

宿泊税の概要

仙台市における宿泊税の概要は、以下の表のとおりです。

項　　目	内　　容	手 引 き
課 税 客 体	☞ 旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為	Ｐ３（第２章）
納 税 義 務 者	☞ 宿泊者	Ｐ３（第２章）
税　　額	☞ **１人１泊あたり３００円** ※ 仙台市内は**宮城県分１００円**・**仙台市分２００円**の計３００円	Ｐ５（第２章）
課 税 免 除	☞ 以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動 ・保育所及び認定こども園等における活動 ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	Ｐ８（第２章）
免 税 点	☞ １人１泊あたり**６，０００円未満（素泊まり・税抜き料金）**の宿泊は課税しません	Ｐ５（第２章）
徴 収 方 法	☞ 宿泊者（納税義務者）から宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を徴収し、仙台市へ納入する方法（特別徴収）	Ｐ１（第１章）
申告・納入方法	☞ 原則、１か月ごとに申告と納入をする必要があります ※ 一定要件を満たす場合は３か月ごとの特例があります。	Ｐ１３（第４章）
罰 則 の 規 定	☞ 証票の掲示義務や帳簿の記載義務等に違反した場合、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金があります ※ その他、地方税法の規定が適用されます。	Ｐ２２（第５章）

宿泊税事務の流れ

特別徴収義務者登録の申請

- 課税開始日（令和７年１１月予定）の５日前まで申請します。
- 仙台市から交付される「宿泊税特別徴収義務者証」（証票）を
  フロントなど宿泊者の方が見やすい場所に掲示してください。

16ページで
ご説明します

手引き
第３章
Ｐ 10

宿泊税の徴収と帳簿等の保存

- 課税開始日以降に宿泊する宿泊者から宿泊税を徴収します。
- 帳簿などの書類を保存します。

22ページで
ご説明します

手引き
第５章
Ｐ 19

宿泊税の申告・納入

- 「宿泊税納入申告書」を作成し、翌月末までに仙台市へ提出し、
  徴収した宿泊税を仙台市に納入します。

※ 仙台市内の宿泊施設については、宮城県への申告・納入は不要です。

18ページで
ご説明します

手引き
第４章
Ｐ 13

２　宿泊税事務の内容と仕組み

宿泊税の仕組み

手引き 第２章 Ｐ３

課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊で、宿泊税を納める方（納税義務者）は宿泊者となります。

宿泊税は、**課税開始日（令和７年１１月予定）以後**の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

※１　課税開始日の前日から課税開始日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。
※２　課税開始日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

※1 イメージ

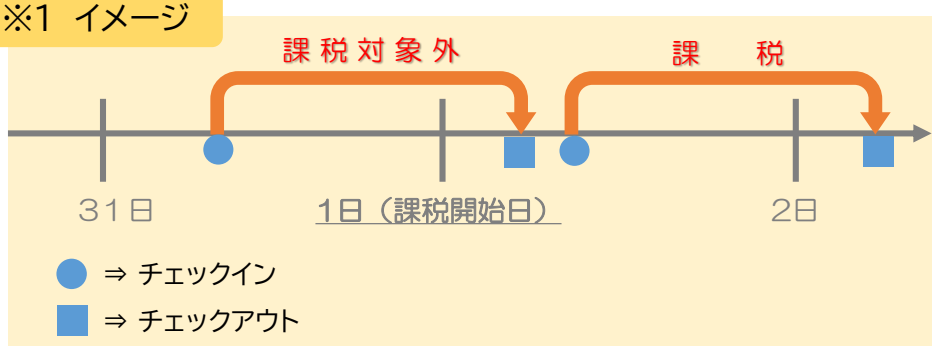

※2 イメージ

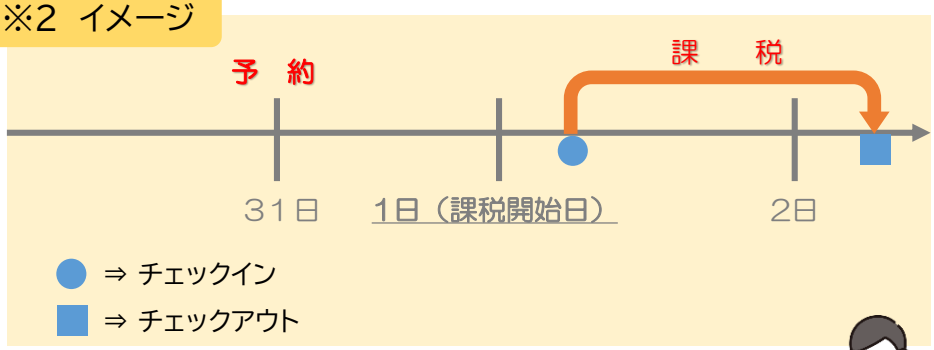

宿泊者が納めた税金を、宿泊事業者様が
仙台市に申告・納入するという制度です。

手引き 第２章 Ｐ３

宿泊税における「宿泊」とは？

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

課税対象となる宿泊の判断基準

ア　その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ　ア 以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用であるもの

手引き 第２章 Ｐ３

宿泊の判断の例

例1

午前０時を超えてからチェックインした場合

A1

その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

例2

客室を日帰りで利用するいわゆるデイユースの場合

A2

日をまたぐ利用ではないため課税対象とはなりません。

手引き 第２章 Ｐ ４

宿泊の判断の例

例3

休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

A3

日をまたぐ６時間以上の利用（連続した延長利用を含みます。）があった場合は、課税対象となります。

契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

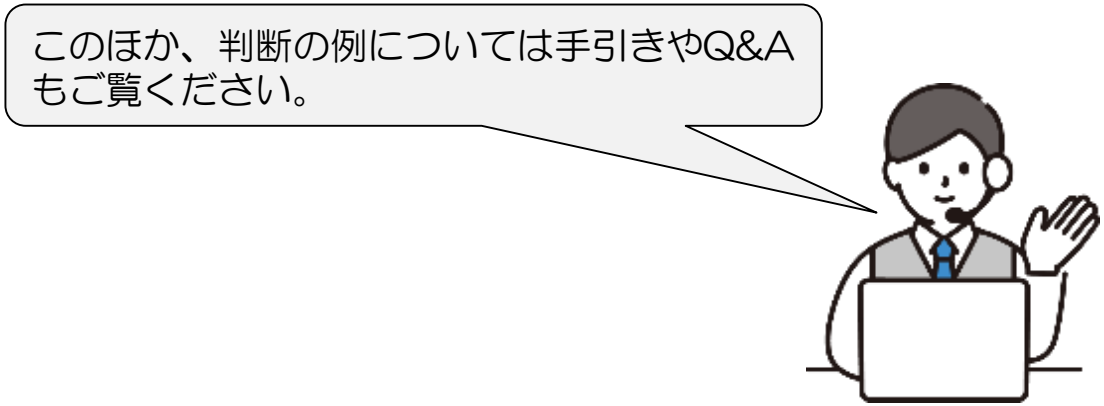

宿泊税の仕組み

手引き 第２章 Ｐ ５

宿泊税の税額

宿泊税の税額は、１人１泊あたり**３００円**※1です。

なお、課税の対象となる宿泊料金※2は１人１泊あたり**６，０００円以上**です。

※１　仙台市の税額が２００円、宮城県の税額が１００円の計３００円です。
※２　宿泊料金は、食事代や消費税等を除いた素泊まり料金です。

手引き 第２章 Ｐ ５

宿泊料金

宿泊税における宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が**宿泊の対価又は負担**として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
・清掃代 ・寝具使用料 ・入浴代 ・寝衣代 ・サービス料 ・奉仕料 など	・食事代 ・遊興費 ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ・消費税、地方消費税、入湯税等の税 ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 など

手引き 第２章 Ｐ ５

宿泊料金の判定の例

例１

宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合

A1

宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。

宿泊施設独自のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。

ただし、旅行会社やカード会社などの他社ポイントを利用して値引きをする場合は値引き前の金額を宿泊料金とします。

手引き 第２章 Ｐ ６

宿泊料金の判定の例

例2

補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合

A2

補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。（※自治体が実施する旅行支援などが該当します。）

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合（食事や会議室利用料への補助や生活補助のようなもの）は、宿泊料金に含みません。

手引き 第２章 Ｐ ６

宿泊料金の判定の例

例3 各種宿泊プランの取扱い

A3

宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

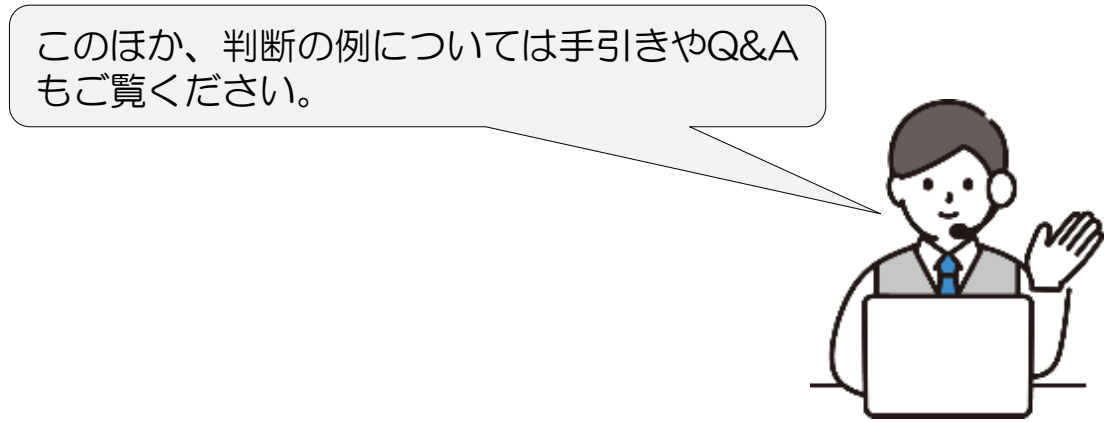

宿泊税の仕組み

手引き 第２章 Ｐ８・９

課税免除

宿泊料金が課税の対象となる金額以上（６，０００円以上）の場合でも、以下のいずれかに該当する宿泊は**課税免除**となります。

課税免除の対象となる宿泊

1　修学旅行その他の教育活動に伴う宿泊

☞ 次ページをご覧ください。また、詳細については手引きをご覧ください。

2　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

☞ 詳細については手引きをご覧ください。

手引き 第２章 Ｐ８

課税免除（修学旅行その他の教育活動に伴う宿泊）

　教育課程内の教育活動（修学旅行等）や部活動については、一定の要件のもと、課税が免除されます。

　そのため、課税免除の要件を満たしていることを確認するために、宿泊施設において、学校等が作成した「学校の修学旅行その他の教育活動等であることの証明書」を受領する必要があります。

※　当該証明書は、宿泊施設において５年間の保存をお願いします。

※　当該証明書は「宿泊税納入申告書」提出の際に、あわせて提出していただく必要はありません。

手引き 第３章 Ｐ１０

特別徴収義務者の登録等

宿泊事業者は、**課税開始日（令和７年１１月予定）の５日前まで**宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録の手続きが必要となります。

特別徴収義務者登録後、仙台市が「宿泊税特別徴収義務者証」（証票）を交付します。フロントなど**宿泊者の方が見やすい場所に証票を掲示**してください。

また、年間を通じて、宿泊料金が１人１泊６，０００円未満（素泊まり・税抜き料金）の宿泊のみとなる宿泊施設※についても、**課税開始日の５日前**までにその旨の届出をお願いします。

※　このような宿泊施設を「登録義務免除対象宿泊施設」といいます。

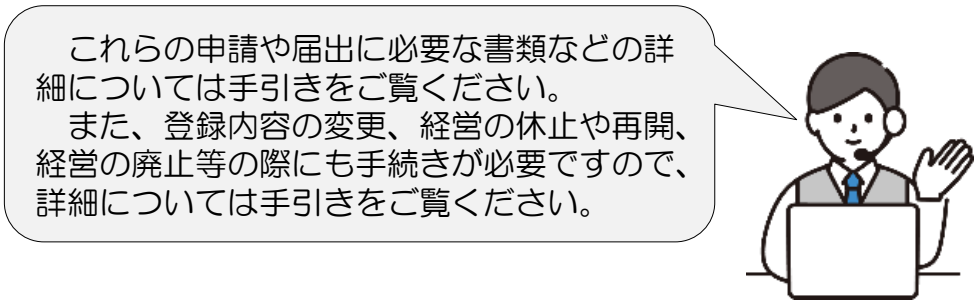

特別徴収義務者の登録等

手引き
第６章
P 25-28

申請書・届出書

登録の申請

※処理事項 | 発信年月日 通信日付印 | 確認 | 入力チェック 年月日 | 確認

受付印

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

令和 ●年 ●月 ●日

仙台市長 殿

仙台市宿泊税条例第９条第１項又は同条第２項の規定により、宿泊税の特別徴収義務者としての登録について次のとおり申請します。

特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）	仙台市株式会社　代表取締役　仙台　太郎　電話番号 022−261−1111
	住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
	法人番号	●●●●●●●●●●●●●
	口座情報	●●　銀行　●●　支店
	口座名義人（カナ）	センダイシカブシキガイシヤ
	口座種別	普通（○）　当座　口座番号 ●●●●●●●
宿泊施設の営業許可等を受けた者	氏名（名称及び代表者の氏名）	仙台市株式会社　代表取締役　仙台　太郎　電話番号 022−261−1111
	住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
施設	許可等番号	仙台市（R●青保衛）指令第●●●●号
	種別	旅館　・ホテル（○）・　簡易宿所　・　住宅宿泊事業
	名称	仙台市ホテル　電話番号 022−261−1111
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
	概要	客室数 ●● 室　収容人数 ●● 人
	経営開始（予定）年月日	令和 ●年 ●月 ●日
共同事業者	氏名（名称及び代表者の氏名）	電話番号
	住所（所在地）	
住宅宿泊事業における管理業者	氏名（名称及び代表者の氏名）	電話番号
	住所（所在地）	
書類送付先	氏名（名称及び代表者の氏名）	仙台市株式会社　総務課　電話番号 022−261−1111
	住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
備考		フロントが２カ所にあるため、証票を２枚交付してください

登録義務免除対象宿泊施設の届出

※処理事項 | 発信年月日 通信日付印 | 確認 | 入力チェック 年月日 | 確認

受付印

宿泊税登録義務免除対象宿泊施設届出書

令和 ●年 ●月 ●日

仙台市長 殿

宿泊料金が１人１泊６，０００円以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実であるため、下記のとおり届け出ます。

特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）	仙台市株式会社　代表取締役　仙台　太郎　電話番号 022−261−1111
	住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
	法人番号	●●●●●●●●●●●●●
宿泊施設の営業許可等を受けた者	氏名（名称及び代表者の氏名）	仙台市株式会社　代表取締役　仙台　太郎　電話番号 022−261−1111
	住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
施設	許可等番号	仙台市（R●青保衛）指令第●●●●号
	種別	旅館　・ホテル（○）・　簡易宿所　・　住宅宿泊事業
	名称	仙台市ホテル　電話番号 022−261−1111
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
	概要	客室数 ●● 室　収容人数 ●●● 人
	経営開始（予定）年月日	令和 ●年 ●月 ●日
共同事業者	氏名（名称及び代表者の氏名）	電話番号
	住所（所在地）	
住宅宿泊事業における管理業者	氏名（名称及び代表者の氏名）	電話番号
	住所（所在地）	
書類送付先	氏名（名称及び代表者の氏名）	仙台市株式会社　総務課　電話番号 022−261−1111
	住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号
備考		

いずれかの提出が必要です。

記載いただく内容は、「宿泊施設の情報」、「経営されている方の情報」などです。
各項目に記載する内容、申請・届出に必要なものについては手引きをご覧ください。

宿泊税の申告納入

手引き 第４章 Ｐ１３

申告納入

宿泊者から徴収した宿泊税は、**徴収した税額を申告**のうえ、**その税額を仙台市へ納入**する必要があります。

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、**原則翌月の末日まで**に、宿泊施設※1ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、仙台市に提出してください※2。

※１　一定の要件を満たす場合、複数施設の申告納入を合算して行うことができます。↪ Ｐ 21

※２　申告すべき宿泊税額が**０円の場合**も申告書及び月計表の提出が必要です。

※３　宮城県分も仙台市にまとめて申告・納入してください。

次のページに申告書と月計表の記載イメージを掲載しておりますので、ご覧ください。

期限後に申告納入がされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が加算される場合がありますのでご注意ください。

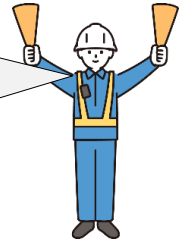

手引き 第６章 P32・33

申告書・月計表

宿泊税納入申告書

※処理事項

発信年月日		入力チェック	
通信日付印	確認	年月日	確認

受付印

宿泊税納入申告書

令和 ●年 ●月 ●日

仙台市長 殿

仙台市宿泊税条例第１２条第１項又は同条第２項の規定に基づき、宿泊税の納入について次のとおり申告します。

特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）	仙台市株式会社　代表取締役　仙台　太郎	電話番号 022−261−1111
	住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号	
施設	名称	仙台市ホテル	電話番号 022−261−1111
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目７番１号	
	施設番号	●●●●●	

	区分	宿泊数	税率	税額
令和 ● 年 ● 月分	課税対象	400 泊	300円	120,000 円
	課税対象外	40 泊		
令和 年 月分	課税対象	泊	300円	円
	課税対象外	泊		
令和 年 月分	課税対象	泊	300円	円
	課税対象外	泊		

宿泊税額の計算内容を記載します。

宿泊税月計表

宿泊税月計表

対象年月	令和 ● 年 ● 月分	施設番号	●●●●●
施設名称	仙台市ホテル		

日付	宿泊数（泊） 課税対象	課税対象外 ６，０００円未満※１	課税対象外 教育活動・外国大使等※２
1	10		
2	8		
3	20		
4	15		
5	13	2	
6	10	3	20
7	17		
8	12		
9	15		
10	32		
11	26		
12	15	5	
13	8	4	
14	7		
15	11		
16	10		
17	24		
	16		
	5		
	8	2	
	6	1	
	10		
	7		
	15		
	16		
	5	3	
	8		
	12		
	10		
30	9		
31	20		
合計	400	20	20

※１　宿泊料金が１人１泊６，０００円未満の宿泊
※２　修学旅行等の教育課程内の学校教育活動、保育所等における活動や外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

月計表は任意様式で作成することも可能です。
任意様式の場合は、宿泊税納入申告書の内訳を日ごとに記載願います。

手引き 第４章 P13・14

申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、年間納入額が３６０万円以下、滞納のないことなどの要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、以下のとおり、**３か月分をまとめた年４回の申告納入期限**となります。

適用開始月の注意点

- 承認後、適用開始月（３月、６月、９月、１２月のいずれか）を記載した「承認通知書」を送付します。
- 承認通知書に記載の適用開始月は、以下の表「宿泊のあった月」を指します。
- 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

宿泊のあった月	申告納入期限
３月分・４月分・５月分	６月末日
６月分・７月分・８月分	９月末日
９月分・10月分・11月分	12月末日
12月分・１月分・２月分	３月末日

宿泊税の申告納入

手引き 第4章 P17

複数施設の合算申告納入

同一事業者が複数の宿泊施設を経営する場合で、以下の適用要件を満たすときには、必要書類を提出のうえ、要件に合致することが仙台市に認められれば、これらの施設に係る宿泊税を合算して申告納入することができます。

適用の要件

☞ 経営する複数の宿泊施設が仙台市内に所在していること

手　続　き

☞ 「宿泊税合算申告納入の届出書」を提出してください

※　一度合算申告納入が認められた施設は、取り消されない限り継続の手続きは必要ありません。

手引き 第５章 Ｐ１９

帳簿等の記載・保存

日々徴収いただく宿泊税の金額を適正に把握していただくために、**帳簿の備え付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成した**書類を保存**する必要があります。

また、電磁的記録（電子データの保存）をもって、帳簿書類の作成、備え付け及び保存に代えることができます。

帳簿の記載及び保存

記載事項

- 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額
- 上記の事項が網羅されたものであれば、**既存の宿泊台帳など日々作成される業務用の帳簿に代えていただいて構いません。**
- **また、複数の帳簿を突き合せることによりこれらの事項が確認できれば、ひとつの帳簿で作成する必要はありません。**

保存期間

- 申告納入期限の翌日から**５年間**

書類の作成及び保存

作成要件

- 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

保存期間

- 当該宿泊日の月末の翌日から**２年間**

手引き 第5章 P22

罰則、滞納処分等

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、仙台市宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

罰則等

【罰則】

法令等	条項	内　容	罰　則	
			拘禁刑	罰金
宿泊税条例	第21条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第22条	納税管理人　に係る不申告に関する過料	10万円以下（過料）	
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
	第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下	50万円以下

【滞納処分等】

法令等	条項	内容	率（※地方税法本則の規定）
地方税法	第733条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は4.6%
	第733条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	－

手引き 第6章 P23

領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語は「宿泊税」、英語は「Accommodation Tax」と表示します。

※　宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。消費税の詳しい取り扱いは税務署までお問い合わせください。

表示例は次のページをご覧ください。

手引き 第６章 Ｐ２３

領収書等への表示例

領収書への表示例

料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

領収書

○○○様

○○○号室
人数　１名

日付	項目	金額
○月○日	客室料金	１０，０００円
	消費税等	１，０００円
	宿泊税	３００円
	合計	１１，３００円

○○年○○月○○日
仙台市○○区○○○

○○ホテル

印紙　　受領印

領収書

○○○様

○○○号室
人数　１名

日付	項目	金額
○月○日	客室料金	１０，０００円
	消費税等	１，０００円
	合計	１１，０００円

上記のほか、宿泊税額３００円を領収しました。

○○年○○月○○日
仙台市○○区○○○

○○ホテル

印紙　　受領印

料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書

○○○様

○○○号室
人数　１名

日付	項目	金額
○月○日	客室料金	１１，３００円
	合計	１１，３００円

上記金額には、消費税額等１，０００円及び宿泊税額３００円が含まれています。

○○年○○月○○日
仙台市○○区○○○

○○ホテル

印紙　　受領印

手引き 第6章 P24

電子申告等

宿泊税に関する以下の手続きは、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して行うことができます。

手続き

- 宿泊税納入申告書の提出
- 宿泊税申告納入期限等の特例承認申請書の提出
- 宿泊税還付・納入義務免除申請書の提出
- 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出
- 宿泊税更正請求書の提出
- 各種届出書等の提出

※「地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）」を利用して手続きするためには、利用者ＩＤおよび電子証明書が必要です。
なお、他の税目の手続で既に利用者ＩＤおよび電子証明書を利用している場合は、同一の利用者ＩＤおよび電子証明書を利用することができます。

※「地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）」の利用については、地方税共同機構が運営するｅＬＴＡＸのホームページをご確認ください。
☞ https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/

手引き 第６章 Ｐ３８

特別徴収義務者交付金

宿泊税を徴収する宿泊事業者（特別徴収義務者）の負担軽減のため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を交付します。

交付の対象と手続き等

- 仙台市で登録されている宿泊税の特別徴収義務者
  ※ 複数の施設でまとめて申告納入している場合は、まとめた施設で算定します。
- 交付請求手続き等は不要（毎年３月末頃の交付を予定）

算定期間

- 前年の１月～１２月申告納入分（前々年１２月～前年１１月宿泊分）

交付の基準及び交付額

① 納期内納入を行ったとき・・・・・・・・納期内納入額×３．０％
② ①の場合で電子申告を行ったとき・・・・納期内納入額×３．５％

※ 課税開始から５年間を超えると、納期内納入額×２．５％になります。

ご意見・ご要望について

円滑な導入に向けた参考とするため
ご自由にご意見をいただければ幸いです。

本日いただいた主なご意見と検討案は
随時ホームページで公表してまいります。

ホームページはこちらからご覧ください。

仙台市ＨＰ ☞ https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syukuhakuzei_information.html

仙台市 宿泊税 検索